
第4編 水防計画

第1章 総 則

第1節 計画の概要

1 計画の目的

水防計画（以下「本計画」という。）は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき高知県知事から水防管理団体に指定された香美市（以下「本市」「市」という。）が、地域にかかる河川の洪水等の水災に対処し、その被害を最小限とするため、法第33条の規定に基づき策定する。

2 計画策定機関

香美市防災会議

3 計画の構成

本計画は、市域において想定される災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し市域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、一般対策編、火災及び事故災害対策編、地震対策編、水防計画及び付属資料によって構成する。



4 水防事務の処理

洪水に際し、水災を警戒し、また被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報の通知を受けたときから洪水による危険が解消（除去）される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

5 定義

本計画において用語の定義は次のとおりとする。

- (1)水防管理団体 : 香美市
- (2)水防管理者 : 香美市長
- (3)水防本部長 : 香美市長
- (4)水防副本部長 : 副市長、教育長

6 水防の責任と義務

水防の責任と義務は、次のとおり規定されている。

(1) 県の責任（法第3条の6）

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(2) 市の責任（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

(3) 住民等の水防義務（法第24条）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない場合は、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

(4) 河川等の巡視（法第9条）

水防管理者又は消防機関の長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

第2章 水防計画

第1節 水防組織

1 水防本部の設置

水防管理者は、洪水について水防活動の必要があると認めたとときからその危険が除去するまでの間、市に「水防本部」（又は支部。以下同じ。）を設置する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に吸収される。

(1) 水防本部

水防本部は、防災対策課に置く。

(2) 水防支部

土佐山田町、香北町、物部町のいずれかの地域において水防活動を実施する場合に、本庁は副市長を、香北支所・物部支所はそれぞれ支所長を長として、それぞれの地域で対応にあたる組織として水防支部を水防管理者が設置し、水防本部に準じてそれぞれの地域で水防活動を実施する。

いずれかの地域に水防支部が設置された際には、県等関係機関との連絡調整のため、水防本部は自動的に設置される。

2 本部員会議

(1) 本部長は、水防活動の重要な事項等を協議決定するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

なお、本部員会議は、第1編「一般対策編」第3章第1節「応急活動体制」に準じる。

3 本部組織図

第1編「一般対策編」第3章第1節「応急活動体制」に準ずる。

4 各班所掌事務

第1編「一般対策編」第3章第1節「応急活動体制」に準ずる。

5 配備体制

第1編「一般対策編」第3章第1節「応急活動体制」に準ずる。

第2節 洪水予報河川における洪水予報・水防警報

1 国土交通省からの洪水予報の取り扱い

水防管理者は、法第10条第2項の規定による洪水予報を高知地方気象台又は国土交通省高知河川国道事務所長が発表した場合は、県（中央東土木事務所）より連絡を受けるとともに、消防本部への伝達及び住民への周知を行う。

また、水防管理者は、国土交通大臣から河川が氾濫した場合指定される洪水浸水想定区域及び想定される水深の通知を受ける。

(1) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	水位観測所（基準点）の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	水位観測所（基準点）の水位が、水位予測に基づき、氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	水位観測所（基準点）の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報を受けた高知県知事からの水防管理者への通知

河川名	予報にかかる事項の通知			連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報担当者)	
物部川	高知県水防本部	中央東土木事務所	香美市防災対策課	電話、FAX、電子メール

(3) 洪水予報河川と実施区域

水系名	河川名	区 域
物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の 2 地先から海(河口)まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先 (合同堰下流) から海(河口)まで

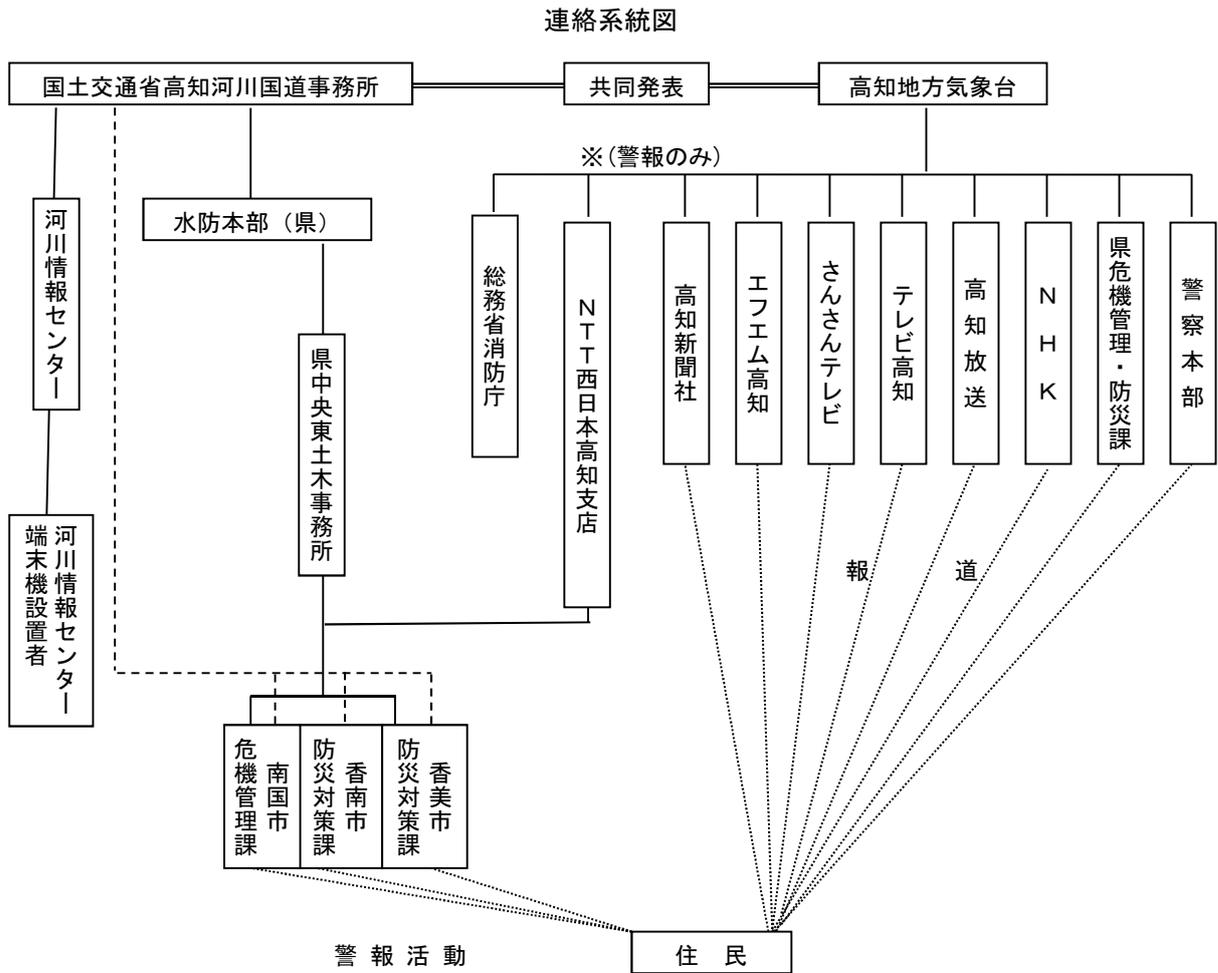
(4) 洪水予報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位 観測所	地 先 名 位 置	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 の発生
物部川	深 淵	香南市野市町深淵 (河口より 3.6 km)	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m	—
					有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m	

(5) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
物部川	高知河川国道事務所、高知地方気象台

(6) 国土交通省が気象庁長官と共同して行う洪水予報を国土交通省から連絡を受けた場合の連絡系統
(物部川)



2 国土交通省からの水防警報の取り扱い

(1) 国土交通省からの水防警報の取り扱い

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

(2) 国土交通大臣の行う水防警報の警報事項の通知を受けた高知県知事からの水防管理者への通知

河川名	警報にかかる事項の通知			連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報担当者)	
物部川	高知県水防本部	中央東土木事務所	香美市防災対策課	電話、FAX、電子メール

(3) 水防警報を行う河川

国土交通大臣の行う水防警報の指定河川とその実施区域

水系名	河川名	区 域
物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の 2 地先から海(河口)まで 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先(合同堰下流)から海(河口)まで

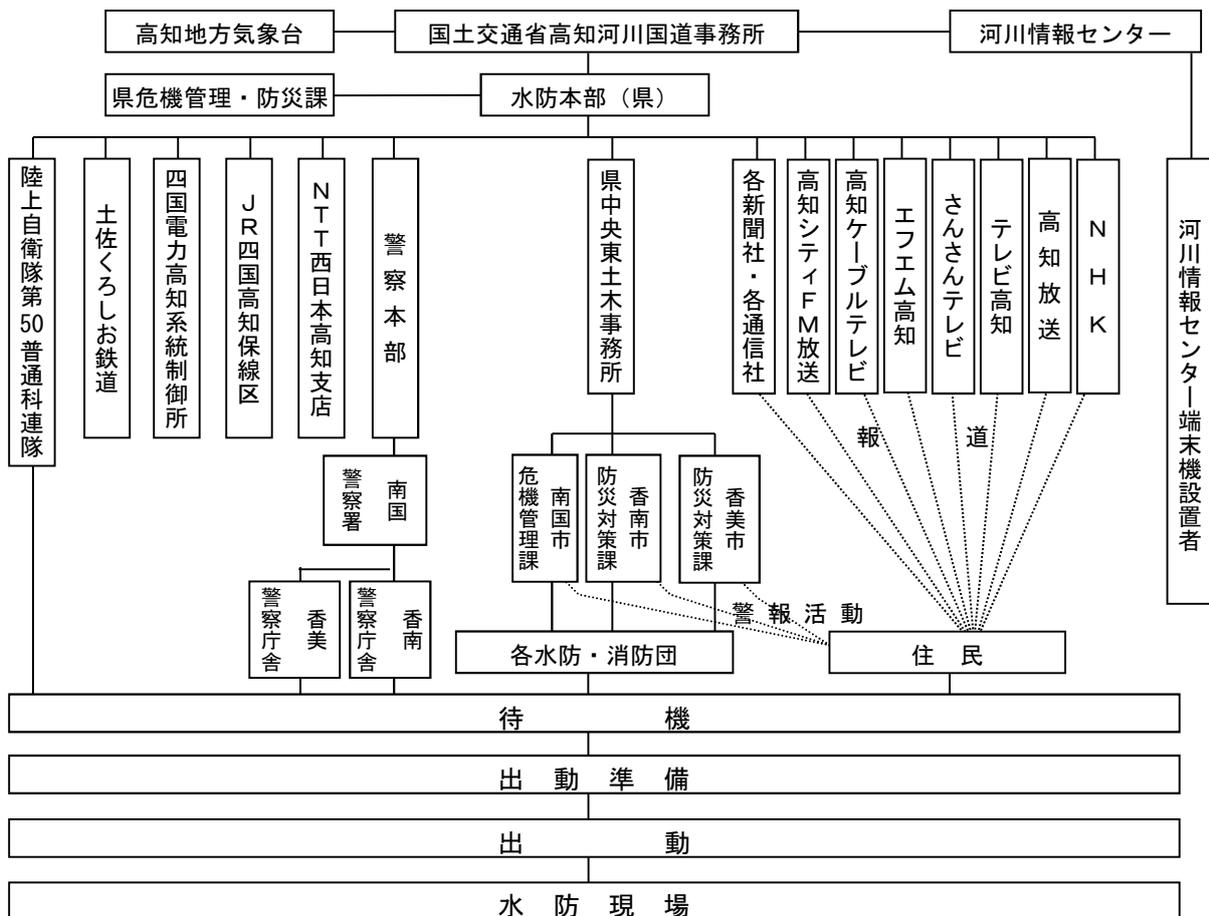
(4) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位 観測所	地 先 名 位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
物部川	深 淵	香南市野市町深淵 (河口より 3.6 km)	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m
					有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m

- (5) 水防警報の種類・内容と発表基準国土交通大臣が発表する水防警報の種類及び発表基準
国土交通大臣が発表する種類、内容および発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足止めを行うもの。	氾濫注意水位 3.40m以上に達すると思われる時。
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動に対するもの。	水防団待機水位 2.80mに達し、なお上昇の恐れがあるとき。
出動	水防団の出動を通知するもの。	氾濫注意水位 3.40mに達し、なお上昇の恐れがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業を必要としなくなったとき。
情報	出水状況、河川状況等を適宜提供するもの。	出水状況、河川状況等を適宜提供する。

- (6) 国土交通大臣が発表する水防警報の連絡系統および連絡機関



3 県からの水防指令及び水防警報（国分川）

法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した以外の河川で相当な被害を生ずるおそれのあるもので県知事が指定した河川は次のとおりである。

(1) 県知事が水防警報を行う河川名とその区域

水系名	河川名	区 域
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)

(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位 観測所	地先名	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	備 考
国分川	布師田	高知市 七ツ城	河口より5km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m	

(3) 水防警報の種類・内容と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足止めを行うもの。	氾濫注意水位5.30m以上に達すると思われる時。
準備	水防資器材の整備点検、樋門等開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位4.00mに達し、なお上昇のおそれがある時。
出動	水防団の出動を通知するもの。	氾濫注意水位5.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業を必要としなくなったとき。
情報	出水状況、河川状況等を適宜提供するもの。	出水状況、河川状況などを適宜提供する。

第3節 水防活動

1 水防指令による水防活動基準

(1) 水防管理者は、次に示す基準により、水防団の準備又は出動の命令を出し、水防団の水防活動を適切に行わなければならない。

号 種	発 令 基 準	水 防 活 動
水防指令 第1号	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	水防本部及び支部の設置 水防団の待機
水防指令 第2号	水防団待機水位に達したとき等の状況判断により発令	水防団の出動準備（幹部団員） 水防資機材の整備 指定緊急避難場所の再確認 輸送の再確認
水防指令 第3号	氾濫注意水位に達したとき等の状況判断により発令	水防団の出動 警戒区域の設定時期の検討 高齢者等避難又は避難指示の検討 水防信号等による住民周知の検討
水防指令 第4号	決壊、溢流等のおそれがあるとき	防災関係機関等への出動協力要請（水防信号等による。）
水防指令 第5号	水防の限度を予測し、危険を判断したとき	危険区域住民への避難指示（水防信号等による。）
解除	氾濫注意水位以下となり危険がなくなったとき	水防信号等により住民へ周知

(2) 水防信号は、高知県水防法施行細則（昭和24年高知県規則第43号）に基づき次のように行う。

種 類	サ イ レ ン 信 号
警戒水位に達し、なお増水のおそれがあるとき （水災警報）	30秒 ○——6秒○—— ○—— ○—— ○—— 6秒を間し30秒吹鳴5回
関係諸機関の出動信号	3秒 10秒 ○—3秒○—— ○— ○—— ○— ○—— ○— ○—— ○— ○—— 3秒吹鳴、3秒を間し10秒吹鳴を5回
（危険区域内住民） 避難退去信号	3秒 ○——1秒○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— 1秒を間し3秒吹鳴10回
解除信号	○—— 長声1回

参考 国の洪水予報に係る水位危険度レベル

レベ ル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水 位
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	氾濫の発生
レベル4 危険	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位 (レベル4水位)
レベル3 警戒	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位 (レベル3水位)
レベル2 注意	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位 (レベル2水位)
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位

2 水防巡視

- (1) 本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、速やかに消防本部に通知し、河川等の巡視を行うよう指示する。
- (2) 本部長は、河川水位が水防団待機水位、氾濫注意水位に達したときは、速やかに消防本部に通知するとともに、必要に応じ住民に防災行政無線による周知を図り、消防長は、水防信号又は消防無線等により必要な団員を招集し、警戒、水防活動に当たらせる。
- (3) 水防巡視は、水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側、天端、裏側の3部分につき巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の管理者及び水防本部に報告するとともに水防作業を開始する。
 - ア 堤防の溢水状況
 - イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - ウ 天端の亀裂又は沈下
 - エ 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
 - カ 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常

3 警戒区域

- (1) 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又は区域から退去を命ずることができる。
- (2) 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。
- (3) 警戒区域設定の報告

(1)において、警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長、警察署長に報告する。

4 決 壊

- (1) 堤防その他の施設が決壊・溢流した時は、水防管理者及び消防長は、直ちにその旨を当該河川等の管理者等に通報しなければならない。また、破堤後といえどもできる限りは氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力をしなければならない。
- (2) 水防管理者は、必要な時に警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び指定緊急避難場所の警備等を求めることができる。
- (3) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。
- (4) 水防管理者は、破堤、溢流等により被害を生じたときは、高知河川国道事務所長、県中央東土木事務所長等に対し、次の報告を行う。
 - ア 日時、場所
 - イ 人的被害
 - ウ 家屋、田畑、橋の流失、道路の決壊、破堤等の事実
 - エ 被災概要
 - オ 復旧見込等の所要事項

5 避難及び立退き

(1) 避難の指示

水防管理者は、洪水により、堤防が決壊した場合、又は破堤のおそれのある場合は、第1編「一般対策編」第3章第7節「避難対策」の定めるところにより直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

なお、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに県知事及び南国警察署長に報告しなければならない。解除を公示した場合も同様とする。

(2) 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知する。

6 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減し、かつ危険がなくなったときは、水防活動の停止を命じ、これを一般に周知を図るとともに、関係各機関に通報する。

7 水防活動実施報告

洪水により水防活動を実施する時又は実施したときの報告等は次のとおりとする。

- (1) 各分団長は、水防活動を実施するときは、速やかに消防団長又は消防長に次の報告をするものとし、消防団長又は消防長は水防本部長にその旨報告する。
 - ア 出水の概要
 - イ 水防活動状況（水防実施箇所、出動人員、水防作業の概況及び工法等）
 - ウ 避難状況等（指定避難所、避難者数、食料・飲料水・被服等生活必需品の状況）
- (2) 水防本部の各部長は、速やかに水防活動状況及び被害状況等を水防本部長に報告する。
- (3) 水防本部長は、水防活動を実施したときは、遅滞なく水防活動実施報告（速報）〔様式1〕により県土木部長に報告する。
- (4) 水防本部長は、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い、水防活動実施調査票〔様式2〕を作成しておく。

第4節 協力及び応援

1 相互協定

隣接する水防管理団体は、協定に基づき、隣接する水防管理団体に応援を要請する。

2 警察官の応援

水防管理者、水防団長及び水防団員又は消防機関に属する者が、警察官に対し協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用（法第27条第2項）
- (2) 警戒区域の設定（法第21条第2項）
- (3) 警察官の出動（法第22条）
- (4) 避難、立退きの場合における通知（法第29条）

3 消防機関の相互の援助協力

隣接市町の水防に関する消防機関の相互の援助協力に関して、水防管理者は、協定に基づき、隣接する水防管理団体に応援を要請する。

消防機関の応援を要請した場合は、県土木事務所を経由し、県水防本部へその旨報告する。

- (1) 応援要請の要領に関すること
- (2) 応援隊の編成集合に関すること
- (3) 応援する資材の品目数量及びこれの輸送の方法に関すること
- (4) 経費の負担区分に関すること
- (5) 応援隊の任務分担、輸送、休養（宿泊）等に関すること
- (6) その他必要事項

第5節 水防費用と公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する経費は、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担する。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者又は水防団長、消防機関の長は水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他の資材の使用

ウ 土石、竹木、その他の資材の収用

エ 車両その他の運搬用機具若しくは排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記の（ウ）を除く権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証明書

法第28条により公用負担の権限を行使するものは水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者の委任を受けた者には、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限委任証明書			
身分	氏名		
上記のものに		の区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを	
証明する。			
年	月	日	
水防管理者 又は水防団長 消防機関の長		氏名	印

(3) 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
種	類	員	数
使	用	収	用
		処	分
年	月	日	
			水防管理者
			氏 名
			事務取扱者
			氏 名
			印
			殿

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該管理団体は時価によりその補償をしなければならない。

第6節 水防用資材の整備

1 水防用資材の備蓄

水防倉庫には、別表1のような水防資材を備蓄しておく。

2 水防資材の調達

水防管理者は、自ら保有し、又は直接調達できる水防資材を使用し水防活動を行うが、なお不足する場合は、当該地域の業者等より調達する。

別表1 水防用資材器具

品 名	
土のう	鍬（くわ）
縄・ロープ類	鶴嘴（つるはし）
むしろ	鋤簾（じょれん）
ビニールシート	鎌（かま）
杉丸太 小口 10 cm 5 m	鋸（のこ）
杉丸太 小口 10 cm 4 m	柄鎌・鉋
杉丸太 小口 10 cm 2 m	斧（おの）
杉丸太 小口 6 cm	鳶口（とびぐち）
鉄杭 鉄筋	掛矢・ハンマー類
番線（＃8～10）	しょうれん 梃子棒
板類	ペンチ 番線カッター
大型照明灯	荷車・一輪車
懐中電灯	にない棒
はしご	救命胴衣
バケツ	発動発電機
スコップ	チェーンソー

別表2 水防・備蓄倉庫一覧

水防・備蓄倉庫	所在地
明治分団屯所	香美市土佐山田町山田 1141-2
コミュニティ消防センター	香美市土佐山田町宝町 1丁目 2-1
新改分団屯所	香美市土佐山田町新改 390-1
片地分団屯所	香美市土佐山田町宮ノ口 17-3
香美市防災備蓄倉庫	香美市土佐山田町宝町 2丁目 71
暁霞分団屯所	香美市香北町五百蔵 995-1
美良布分団屯所	香美市香北町美良布 1038-10
大栃分団屯所	香美市物部町大栃 1647
五王堂分団屯所	香美市物部町五王堂 943-7
神池分団屯所	香美市物部町神池 2045-3
岡ノ内分団屯所	香美市物部町岡ノ内 261-1

※ 戸板島水防倉庫（建物）は、「香美市公共施設等総合管理計画」に記載されているが浸水想定区域に立地しているため、機材等は香美市防災備蓄倉庫に保管。

第7節 水防訓練

1 水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう計画し、できるだけ一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努める。

なお、水防訓練の実施に当たっては、県の水防担当職員の指導を努めて受けること。

- (1) 観測（水位、雨量、風速）
- (2) 通報（消防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、器材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 樋門（角落としの操作）
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係機関との連合あるいは合同で実施する。

第8節 水防工法

水防工法については、高知県水防計画書第10章「水防工法」を参照

様式1

水防活動実施報告（速報）

年 月 日

市町村長
土木事務所長

高知県土木部長あて

下記のとおり報告します。

水防管理 団体名 土木事務 所名	水防活動 延人員	水防 活動費 (A)	使用（消費）資材費			合計 (A + B)	水防活動 を実施 した日	備 考
			主要資材	その他 資器材	小計（B）			
	人	円	円	円	円	円		

- (注) 1. 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、土砂の17品目である。
2. 用紙はA4書きとする。

様式 2

月 日 台風
豪雨
高潮

水防活動実施調査表

市 町 村
土木事務所

水防活動実施状況										
日時	位置	実施工法	出動人員					左記出動人員中他団体からの応援の有無		
			水防団員	消防団員	その他	自衛隊員	合計			
自日時 至日時			延実 人	延 人	延 人	延 人	延 人	団体名	延 実	人
実施箇所 河川名	郡市 町村 大字 川 海岸	及び 処置		実施箇所 の原因			団体名 及び 功 労 者 氏 名 又 は			
所用経費		使用資材数量					水防効果			
県費		俵	俵	板類	枚					
管理団体費		かます	俵	鉄線	kg					
その他		布袋類	枚	釘	kg					
計		たたみ	枚	かすがい	本					
内 訳	人件費	むしろ	枚	蛇籠	本					
	食料費	なわ	kg	置石	m3					
	資材費	竹	束	その他						
	器材費	生木	本							
	その他	丸木	本							
計		くい	本							